お知らせ

次のとおり総合評価落札方式による特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の公募型指名競争入札を執行します。

令和5年12月12日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

- 1 入札に付する事項
 - (1) 本工事は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格および価格以外の技術的な要素等を総合的に評価し、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者(以下「評価対象入札者」という。)のうち、最も評価の高い者を落札者として決定する総合評価落札方式の適用対象工事である。
 - (2) 工 事 番 号 下 管渠 第18号
 - (3) 工 事 名 古川雨水排水ポンプ場建設工事 (23306)
 - (4) 工 事 場 所 仁井田字新中島地内
 - (5) 工 事 概 要

ポンプ場

躯体エ コンクリート $V = 8232.0 \,\mathrm{m}^3$

基礎工 基礎杭打設 N=142本

引入施設

躯体エ コンクリート $V = 988.0 \,\mathrm{m}^3$

基礎工 基礎杭打設 N=32本

吐出水槽

躯体エ コンクリート V=1032.0 m³

基礎工 基礎杭打設 N=24本

乗り越し管 N=一式

護岸工 N=一式

- (6) 工 事 期 限 令和8年3月23日(月)
- (7) 予 定 価 格 3,846,620,000円 (消費税および地方消費税を除く)
- (8) 参加申込書の 令和5年12月20日(水)午後4時 締切日時
- (9) 技術資料の 令和6年1月9日(火)午前9時から提出期間 令和6年1月15日(月)午後4時まで
- (10) 入札書の締切 令和6年1月16日(火)午後5時 日時
- (11) 開 札 日 時 令和6年1月17日(水)午前9時30分
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約予定日 令和6年1月26日(金)
- (14) 入 札 方 法
 - ア この入札は電子入札により執行する。
 - イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心 得を遵守の上、入札に参加すること。
 - ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。
 - エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える 金額の入札は無効とする。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 共同企業体に関する事項
 - ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を 満たす者3社による自主結成とする。
 - イ 各構成員の出資比率は、20パーセント以上とする。ただし、共同 企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する事項

ア 代表者要件

- (ア) 公告日から落札決定日までの間において、秋田市の一般土木工 事および建築一式工事に登録されていること。
- (4) 土木工事業および建築工事業における特定建設業の許可を有すること。
- (ウ) 排水能力毎秒10㎡以上の雨水排水ポンプ場建設の元請実績があること。
- (エ) 土木工事業および建築工事業の許可を有しての営業年数が6年 以上であること。
- (オ) 土木工事および建築工事に係る資格を有する者を監理技術者又 は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
- (カ) 公告日から落札決定日までの間において、秋田市の指名停止、 入札参加資格停止又は指名差し控えの措置を受けていないこと。

イ 代表者以外の構成員要件

- (ア) 公告日から落札決定日までの間において、秋田市の一般土木工 事A級に等級格付けされていること。
- (イ) 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級に該当する技術者が3人以上いること。
- (ウ) 土木工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
- (エ) 土木工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者と して本工事に専任で配置できること。
- (オ) 公告日から落札決定日までの間において、秋田市の指名停止、 入札参加資格停止又は指名差し控えの措置を受けていないこと。
- 3 入札参加資格審査の申請に関する事項
 - (1) 入札に参加しようとする共同企業体は、令和5年12月20日(水)までに、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式1)
 - イ 特定建設工事共同企業体協定書(様式2)の写し

- ウ 施工実績調書(共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる 書類を添付のこと。)(様式3)
- エ 配置予定技術者調書(共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと。)(様式4)

才 誓約書(様式5)

(2) 申請書等の提出

申請書等は、秋田市ホームページから入手し、持参するものとする。 郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 令和5年12月12日(火)から同月20日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市総務部契約課工事契約担当

ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

- 4 指名に関する事項
 - (1) 市長が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。
 - (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。
 - (3) 指名通知および選定結果通知については、令和6年1月9日(火) に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mail アドレスに対して通知する。
 - (4) 本入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の令和6年1月9日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、同月18日(木)午後5時までに返却すること。
- 5 総合評価に関する事項

- (1) 秋田市総合評価落札方式実施要綱第5条に規定する評価方式および 評価項目は、8頁から10頁まで記載の「総合評価に関する工事別発注 概要書」(以下「発注概要書」という。)による。
- (2)総合評価は、入札価格に基づく「価格評価点」と価格以外の評価項目に係る「技術等評価点」を加算した総合評価点をもって行う。 総合評価点 = 価格評価点 + 技術等評価点
- (3) 価格評価点は、次式により算定する。ただし、入札価格が調査基準 価格未満の場合には係数 (0.5) を乗じ、入札価格の低下に応じた 低減措置を行う。
 - ア 入札価格≧調査基準価格

価格評価点= $(100-X)\times(1-$ 入札価格/予定価格)

イ 入札価格<調査基準価格

価格評価点=(100-X)× [(1-調査基準価格/予定価格)+0.5×(調査基準価格-入札価格)/予定価格]

- ウ アおよびイの式において、Xは技術等評価点の配点(圧縮補正後)
- (4) 技術等評価点の配点、技術等評価点の計算式、技術等評価点に関する評価項目、および基準配点は、発注概要書による。
- (5) 技術資料の提出

指名された共同企業体は、総合評価に係る資料(以下「技術資料」 という。)を提出期間内に、契約課へ提出するものとする。

なお、技術資料は、次により取り扱うものとする。

- ア 技術資料は、秋田市ホームページから入手すること。
- イ 技術資料の提出後における内容の変更は認めないものとする。
- ウ 技術資料のうち、施工計画その他入札参加者の競争上の地位等正 当な利益を害するおそれがある事項については、公表しないものと する。
- (6) 技術資料の審査
 - ※簡易型の場合
 - ア 技術資料の審査は、技術資料記載事項の確認、評価項目および評価基準との照合について行うものとし、原則として、ヒアリングは

実施しない。ただし、契約担当者が必要と認めた場合は当該評価対象入札者に説明を求めることができる。

- イ 評価対象入札者の技術資料の審査については、開札後に、入札価格に基づく価格点と評価対象入札者の自己評価に基づく技術等評価点(以下「自己評価点」という。)を加算した総合評価点の最も高い者について行うものとする。ただし、技術等評価点は当該評価対象入札者の自己評価点を限度とし、審査後の技術等評価点が自己評価点を下回る場合は、当該審査後の評価点とする。
- ウ 前項の審査の結果、総合評価点の第1位の者に変動が生じた場合 は、変動後の総合評価点の最も高い者について前項の審査を行い、 総合評価点の第1位の者が決定するまで同様の審査作業を繰り返す ものとする。

(7) 落札者の決定方法

- ア 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、技術資料の審査後 の総合評価点が最も高い者を落札候補者とする。この場合において、 総合評価点が同点のため落札候補者が2者以上であるときは、くじ により落札候補者を決定する。
- イ 次のいずれかに該当する場合を除き、総合評価点が最も高い落札 候補者を落札者として決定する。
 - (ア) 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行が なされないおそれがあると認められるとき。
 - (イ) 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり、著しく不適当であると認められるとき。
- ウ イによって落札者が決定しなかった場合は、評価対象入札者のうち、総合評価点が当該落札候補者の次に高い者(当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者(次順位者が2者以上である場合は、アの方法により決定された者をいう。))を落札候補者とし、イの確認等を行うものとする。
- エ 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。
- オ 契約担当者は、イにおいて落札候補者を落札者として決定しなか

った場合は、理由を明らかにした結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。

カ オの通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して10日以 内に、市長に対して書面により落札者として選定されなかった理由 の説明を求めることができる。

なお、落札候補者以外の評価対象入札者で落札者とならなかった 者についても、同様に書面により落札者として選定されなかった理 由の説明を求めることができる。

6 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項
https://www.city.akita.akita.jp/city/fn/cn/tosyo_eturan/
sekkeitosyoitiran26.htmから入手すること。

7 その他

- (1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
- (4) 定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、秋田市公契約基本条例、秋田市財務規則、秋田市特定建設工事共同企業体取扱要綱、秋田市総合評価落札方式実施要綱および秋田市総合評価落札方式ガイドラインの定めるところによる。
- (5) 申請書等の提出に関する問合せ先 秋田市総務部契約課工事契約担当 電話 018-888-5438 (直通)

総合評価に関する工事別発注概要書

○総合評価に関する事項

(下管渠第18号 古川雨水排水ポンプ場建設工事(仁井田字新中島地内))

評価方式		簡易型				
評価点の配点	価格評価点の配点 (A)	(総合評価合計)100点-(B)15点		85点		
	技術等評価点の配点 (B)	実績等評価項目(工事成績評定等13項目)の配点(B1) ※基準配点(b1)24点を9点に圧縮補正	9点	15点		
		労働環境評価項目の配点(B2)	4点	(B1+B2+B3)		
		地元貢献評価項目の配点(B3)	2点			
評価点の計算	価格評価点の計算式	価格評価点(C)=(A)85点×(1-入札価格/予定価格) (※小数点以下第5位を四捨五入し、小数点第4位止め)				
	技術等評価点の計算式	技術等評価点(D)=実績等評価分に係る獲得点数×B1(9点)/b1(24点)+労働環境評価項目に係る獲得点数+地元貢献評価項目に係る獲得点数 b1:実績等評価項目中、企業の信頼性・社会性に関する評価については、9点を6点に圧縮補正 (※小数点以下第5位を四捨五入し、小数点第4位止め)				
式	総合評価点の計算式	総合評価点(P)=価格評価点(C)+技術等評価点(D)				

自己評価申請書の提出様式(必須)	「技術資料」(共同企業体)の様式1-1
------------------	---------------------

実績等評価項目(B1)		評 価 基 準		
1	企業の同一工種における工事成績評定点 ※代表者は「一般土木工事」および「建築 一式工事」、代表者以外の構成員は「一般 土木工事」の成績評定点を評価する。	基準配点 評価基準 同一工年度 該当年度 提出様式	工事成績評定の平均点が80点以上の場合・・・・・・ 5.0点 工事成績評定の平均点が75点以上の場合・・・・・・ 3.5点 工事成績評定の平均点が70点以上の場合・・・・・・ 2.0点 工事成績評定の平均点が65点以上の場合・・・・・ 0.5点 工事成績評定の平均点が65点未満の場合・・・・・ -1.0点 工事成績評定の平均点が60点未満の場合・・・・・ -2.0点 秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7-I-1) 一般土木工事および建築一式工事 令和3年度および令和4年度の工事成績評定点とする 「技術資料」(共同企業体)の様式2-1	
2	企業の同一工種、同規模以上工事の施工 実績 ※次の①から③のいずれかにより「一般土 木工事」および「建築一式工事」の実績が ある場合を可とする。 ①代表者1社 ②代表者と代表者以外の構成員1社 ③代表者以外の構成員1社又は2社	基準配点 評価基準 同一工種 該当年度 規模条件 提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2-1 5点 秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7-I-2) 一般土木工事および建築一式工事 平成30年度から令和4年度までの5年間とする 契約金額 2,960,000千円以上(税込) 「技術資料」(共同企業体)の様式2-2	
3	配置予定技術者の同一工種、同規模以上工事の施工実績 ※次の①から③のいずれかにより「一般土木工事」および「建築一式工事」の実績がある場合を可とする。 ①代表者1社 ②代表者と代表者以外の構成員1社 ③代表者以外の構成員1社又は2社	事の施工実績 評価基準 秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7-I-3) 次の①から③のいずれかにより「一般土工事」および「建築一式工事」の実績が 5場合を可とする。 代表者1社 代表者と代表者以外の構成員1社 評価基準 秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7-I-3) 一般土木工事および建築一式工事 マ成30年度から令和4年度までの5年間とする 契約金額 2,960,000千円以上(税込)		
4	企業の品質マネジ・メントシステム(ISO9001)の認証取得	基準配点 評価基準 提出様式	1点 秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7-I-4) 「技術資料」(共同企業体)の様式2-4	

実績等評価項目(B1)		評 価 基 準		
	企業の労働安全衛生マネジ・メントシステム(IS O45001)又は建設業労働安全衛生マネジ・ メントシステム(COHSMS:コスモス)の認証取	基準配点	ISO45001の認証取得 · · · · · 2点	
5			COHSMS:コスモスの認証取得 ・・・・・・・2点	
		評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7- I -5)	
	得	提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2-4	
	企業の災害時対応に係る社会的貢献の 活動実績又は秋田市との災害発生時の復 旧等活動に関する協定締結状況	基準配点	災害時の活動実績 ・・・・・・・・・・・ 2点	
6			災害発生時の復旧等活動に関する協定締結 ・・・・・・・1点	
		評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7-Ⅱ-1)	
		該当年度	災害時の活動実績については 平成30年度から令和4年度までの5年間とする	
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2-5又は様式2-6	
		基準配点	1点	
7	秋田市消防団協力事業所の認定	評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7-Ⅱ-2)	
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2-6	
			ISO14001の認証取得 · · · · · · · 1.0点	
	企業の環境マネジ・メントシステム(ISO1400	基準配点	エコアクション21の認証取得・・・・・・・・・・・1.0点	
8	1)、環境マネシ、メントシステム(エコアクション 21)又はあきた環境優良事業所認定制度 (ステップ2)の認証取得		あきた環境優良事業所認定制度(ステップ2)の認証取得・・ 0.5点	
		評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7-Ⅱ-3)	
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2-4	
	障がい者の雇用状況	基準配点	1点	
9		評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7−Ⅱ−4)	
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2-6	
	秋田県が実施する男女共同参画職場づく り事業における企業の加点対象者認定	基準配点	1点	
10		評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7-Ⅱ-5)	
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2-6	
	次世代育成支援対策推進法等に基づく企業認定又は秋田市元気な子どものまちづ くり企業認定	基準配点	次世代育成支援対策推進法等に基づく企業認定・・・・・・1.0点	
11			秋田市元気な子どものまちづくり企業認定・・・・・・・・・0.5点	
		評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7−Ⅱ−6)	
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2-6	
	保護観察対象者等に対する就労支援等 活動状況	基準配点	保護観察対象者等を雇用・・・・・・・・・・・1.0点	
12			協力雇用主として登録・・・・・・・・・・・・・・・・0.5点	
12		評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7-Ⅱ-7)	
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2-6	
	エイジフレンドリーパートナー登録状況	基準配点	1点	
13		評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7-Ⅱ-8)	
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2-6	

[※] 共同企業体を要件とする場合は、実績等評価項目のうち、「4」、「5」および「8」の項目については、代表者の取得状況を評価し、その他の項目については、代表者および構成員の別を問わないものとする。

労働環境評価項目(B2)		評 価 基 準		
1	労働環境評価台帳による作業報酬額を評価	基準配点	4点	
		評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(5-1)	
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2-7および様式2-8	
		履行義務	有	
		履行がなされな かった場合の 工事成績評定 点を減ずる措 置の内容	履行率に応じて、次のとおり減点する	
			・履行率が50%未満	-8点
			・履行率が50%以上70%未満	-5点
			・履行率が70%以上80%未満	-2点
			・履行率が80%以上100%未満	減点なし

地元貢献評価項目(B3)		評 価 基 準		
1	地が 秋田市内の営業所等)	基準配点	100%市内企業等に発注 ・・・・・・・・・・・ 1.0点	
			80%以上100%未満、市内企業等に発注 ・・・・・・・ 0.5点	
		評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(6-1)	
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2-7	
		履行義務	有	
1		履行がなされな かった場合の 工事成績評定 点を減ずる措 置の内容	履行率に応じて、次のとおり減点する	
			・履行率が50%未満	-5点
			・履行率が50%以上70%未満	-3点
			・履行率が70%以上80%未満	-1点
			・履行率が80%以上100%未満	減点なし
	資機材の調達先(すべて秋田市内に本 社、本店を有している者又は所在地が秋 田市内の営業所等)	基進配点	100%市内企業等に発注・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1.0点
			80%以上100%未満、市内企業等に発注・・・・・・・ 0.5点	
		評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(6-2)	
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2-7	
2		履行義務	有	
		履行がなされないかった場合の 工事成績評定 点を減ずる措	履行率に応じて、次のとおり減点する	
			・履行率が50%未満	-5点
			・履行率が50%以上70%未満	-3点
			・履行率が70%以上80%未満	-1点
			・履行率が80%以上100%未満	減点なし